

令和3年度

登録事業B
事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和3年度 登録事業B 事業計画

概 要

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響は大きく、タクシー利用者の大幅な減少による営業面でのマイナスは計り知れません。

収入の減少が響いているようであり、運転者のタクシー業界への定着率が上がらないだけでなく、労働者の流入も大きく減少する状況となっています。

タクシー業界においては感染防止対策の徹底を図り、安心して乗務できるよう努めていますが、今後、ワクチン接種が進むことにより感染症の心配が低減され、タクシー需要とともに改善に向かうことが期待されます。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、手続き等については適切に対応し、申請及び受講が円滑に進められるよう努めます。

令和3年2月28日現在の運転者証交付数は4,857件となっており、令和2年3月31日からの交付数は357件の減となっています。

労働者の流入においてはコロナ禍で大きく減少する状況となり、現状では回復の見込みは考えにくいことから、令和3年度の新規講習の受講者数については令和2年度と同程度に留まるものと考えます。

これらをふまえ、登録申請者数及び新規講習受講者数は令和2年度並みであると見込んで令和3年度の事業計画を策定しました。

※ 新型コロナウイルス感染症の動向により、計画内容を変更（業務によっては中止や縮小等により対処）することがあり、策定数の増減も考えられます。

1. 運転者登録事務

運転者登録事務のうち、運転者証訂正件数は運転者登録原簿における運転免許有効期限年月より推定し算出し、事業者乗務証訂正件数は個人タクシー帳簿より推定し算出したが、その他の件数については令和2年度の実績予測に加え、講習の実施を含めて他の要因も考慮して算出し、令和3年度の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便に努め申請者への対応およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、タクシー事業者への周知に努めることとする。

(1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

① 登録申請

登録申請件数は、令和2年度の実績見込件数より推定して新規登録を225件、再登録を10件と見込んで、計235件とした。

② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、令和2年度の実績見込件数より推定した会社間移動件数120件に①の登録件数235件を加えて、計355件とした。

③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、令和3年度の運転免許証の更新予定者を、運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出して1,150件とした。

④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、令和2年度の実績見込件数より推定して10件とした。

⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、令和2年度の実績見込件数より推定して5件とした。

⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、令和2年度の実績見込件数より推定して1件とした。

⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の令和2年度の実績見込件数より推定して20件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

事業者乗務証訂正件数は、令和3年度の運転免許証の更新予定者を、個人タクシー帳簿の運転免許証有効期限年月から算出して85件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、令和2年度の実績見込件数より推定して1件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

令和3年度の主要項目以外の計画件数については、令和2年度の取扱い実績見込件数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

項 目	件 数
登 録 申 請	235
運転者証交付	355
運転者証訂正	1,150
運転者証再交付	10
原簿の謄本交付及び閲覧	5
業務経歴証明書交付	1
事業者乗務証交付	20
事業者乗務証訂正	85
事業者乗務証再交付	1
合 計	1,862

2. その他の取扱件数

項 目	件 数
登 録 消 除	525
登 録 取 消	1
【登録事項の変更】	
運転免許証の有効期限	1,150
氏名・住所・免許証番号	150
運転者の移動	120
事業者の名称・住所	55
運転者証の返納	715
その他	2
合 計	2,718

2. 講習業務

新規講習受講者数は令和2年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む225名を見込んで事業計画を策定した。

講習は、「法令」「安全」「接遇」「地理」について効果測定を含む3日間（18時間）のカリキュラムを組み、1週間に1回行い、タクシー運転者としての意識を向上させ資質を高めることに主眼を置き、内容を充実させる。

また、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けることができるよう協力する。

(1) 新規講習実施計画数

・講習実施予定回数		46回
・講習受講予定者数	全科目	210名
	地理のみ	15名

(2) 新規講習の内容

① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令について、的確な講義を行い、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実に行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

③ 接遇

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、運転者が自らの意識を改善することにより、良いサービスの提供を行うことができるよう、講習を実施する。

高齢者や障害者の方への接し方についても、相手の気持ちになって考

えて対応ができるよう、バリアフリーに関する教育の一環として車いすの扱いを実践する。

④ 地理

基本的な地理を把握させ、地図の利用による経路の選択など、運転者の知識をさらに向上させることができるよう講習を実施する。

(3) 新規講習時間表

時間	1日目	2日目	3日目
9:00~10:00	法令 ①	安全 ④	地理 ①
10:00~11:00	法令 ②	安全 ⑤	地理 ②
11:00~12:00	法令 ③	接遇 ①	地理 ③
12:00~13:00	昼食、休憩	昼食、休憩	効果測定 (法令・安全・接遇・地理) 講習修了証 交付
13:00~14:00	法令 ④	接遇 ②	—
14:00~15:00	安全 ①	接遇 ③	—
15:00~16:00	安全 ②	接遇 ④	—
16:00~17:00	安全 ③	接遇 ⑤	—

※ 1時間に10分間の休憩を含む。

3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会 2回